

野生動植物採集と公共林野利用

タイ王国東北部ロイエット県の天水稲作農村の事例

芝 原 真 紀

Hunting and Gathering Activities and Public Forests: The Case of Rainfed Rice-cultivating Villages in Roi Et, Northeastern Thailand

SHIBAHARA Maki

Forest area has decreased in northeastern Thailand from 61.8 percent of all land in 1950 to 12.4 percent in 1998. Because forest conservation and reforestation have become important subjects, public forests and the value of forest wildlife have begun to draw public attention. In terms of hunting and gathering wildlife, however, how important are the “forest” and “public land” for rural villagers whose land use is multiple? This paper describes hunting and gathering activities and considers the present situation of public forests. Participatory observation and intensive research with questionnaires and diaries were conducted in six villages in Roi Et from 1997 to 2001. The results are the following: 1) many rural villagers frequently hunt and gather various wildlife; 2) rural villagers hunt and gather most wildlife from rice fields, not forests; 3) villagers hunt and gather most wildlife from private land, not public land; 4) wildlife is freely accessed by everyone and maintains villagers’ life and human relationships; 5) “public forest” has changed from land reserved for cultivation to land reserved for government projects; and 6) villagers substitute and complement public forest for other lands.

Keywords: wildlife, non-wood forest products, forest use, gathering, hunting, Thailand, public land

キーワード: 野生動植物, 非木材林産物, 森林利用, 採集, 狩猟, 漁労, タイ, 公共地

I はじめに

タイ王国東北部の森林はこの約50年間に急減した。1950年の森林面積比率は61.8%、本稿に用いるデータを収集し始めた1998年は12.4%である [Thailand, Office of Agricultural Economics 1979: 179–188から計算; Thailand, Royal Forest Department n.d.: 2]

森林の保全と再生の重要性を認識するにつれてタイ王立森林局, 開発援助団体, 国際機関等

は「共用林 (paa chum chon)」¹⁾と総称される森に注目した。東北部には地域住民が祖父霊を祀る森 (paa dong puu taa, paa puu taa), 火葬, 埋葬をする森 (paa chaa), 放牧, 採集に利用する森がある。これらの森は信仰と慣習によって保全されていた (例えば [Pragtong n.d.: 83-86; Ramittanon *et al.* 1993])。そこでこれらの森の状況と地域住民の知見から学び, これらの森を活用し, 地域住民のみならずその他の各関係者が協力して森林の保全と再生を試みている。

一方, 土地権利に着眼して「公共地」²⁾という視点から森林の保全を考察する研究がある。森林面積減少後, 樹木の集積としての, また未開拓地としての森林の希少性が高まって森林管理が高度化し, その利用を巡って地域住民同士, 地域内外の住民, 地域住民と政府が頻りに衝突したからである。公共地は, 例えば保全林に指定された国有地よりも住民が利用しやすい。これまでに「公共地」の所有権, 用益権, 管理権限の帰属を明確にしてゆく必要やその動向が論じられている (例えば [田坂 1992; Prakongsri *et al.* 1994; 重富 1997; 佐藤 1999])。

また, 熱帯林から地域住民が採集する野生動植物を含む非木材林産物こそが地域住民にとって重要だという指摘が多々ある (例えば [Durst *et al.* 1994; Subsansenee 1994; FAO 1995; Chinthakanan 1996])。論拠の多くは非木材林産物が持つ栄養価や潜在的貨幣経済価値にある。FAO [1995: xiii] は「非木材林産物は地域の生活改善に重要な共同体のニーズを満たし, 世帯の食物供給の安定化と栄養に寄与し, 雇用を創出し収入を増やす」と述べている。

しかし, 公共地にある共用林の利用に興味をもってタイ王国東北部で調査を行っていると同疑問が生じる。野生動植物採集に議論を限定すれば, 「森林」, 中でも「共用林」は重要だろうか。「公共地」は貴重だろうか。

疑問が生じる理由は村の景観にある。第一に, 農家世帯は屋敷地をもち, 屋敷地でも野生動植物を採集する。³⁾屋敷地には米倉を建て, 飼料用の藁山を作り, 牛をつなぎ, 鶏と家鴨を放し飼いにする。さらに農作業や道具づくりの場, 耕耘機やトラクターの整備場, 遊び場, 菜園などにもする (類似の記述は例えば [Amyot 1976; Apichatvullop *et al.* 1987; Social Forestry Research Project 1992])。第二に, 時に「産米林」と呼ばれるほどに田に樹木がある [高谷・

1) 共用林は法区分上, 公共地を含む国有地にある。私有地にある共用林の存在は筆者には確認できていない。国有地, 中でも国有保全林や国立公園にある共用林の用益権や管理権を巡って, 国有林の管理者である森林局と住民との衝突がある。

2) 1917 ~ 2000年に公共地証 (NSL, 後述) を発行された公共地は全国に84,493カ所, 13,280 km²ある ([Thailand, Krom thii din n.d.] から計算)。そのうち, 1978 ~ 2000年に公共地証を発行された公共地は東北部に55,853カ所, 5,428 km²ある ([*ibid.*] から計算)。

3) 農家一戸当たりの宅地面積は下の表に示す様に, 0.556ライ (889 m²) である。草地, 空地, 分類不能のその他の土地を宅地に接して持っている場合は「屋敷地」とみなし得る土地がさらに増える。但し, 世帯分けの際に子が家を建てるので (例えば [赤木 1987: 30-31; 竹内 1989: 223]), 屋敷地内の空地面積は漸減する。屋敷地に余裕がなければ子は外に宅地を求めらる。

友杉 1972; Grandstaff *et al.* 1986]、そして農家世帯は田でも野生動植物を採集する [Grandstaff *et al.* 1986] 樹木は伐採されても天然更新や樹植によって再生する [*ibid.*] 第三に、農家世帯は水田、小さな水場、沼でも魚採りをはじめとして野生動植物採集を行う。つまり、タイ王国東北部の天水稲作農村では、野生動植物採集は森林のみならずどこでも行われている。土地利用が単機能に特化せず、一土地利用区分に複数用途が混在する。⁴⁾したがって、地図や統計上の区分ではなく実際の土地利用にもっと目を向ける必要があるのではないか。

II 目的、調査の方法と調査地の概況

本稿は、タイ王国東北部の平地天水稲作農村の地域住民による野生動植物の捕獲採集(以下、「採集」と略す)に着目し⁵⁾採集物、採集場所、採集者という視点から採集の現状を明らかにした上で、公共地にある林野の現在の位置づけを検討する。⁶⁾ここでいう野生動植物は「林産物」を含む。

調査対象地として、公共地にある林野(以下、「公共林野」と呼ぶ)を利用しているロイエ

表 タイ王国東北部農家一戸あたり所有地面積(ライ)

	1975年	1998年(調査時)
宅地	0.604	0.556
宅地+草地+空地	2.533	1.576
宅地+草地+空地+その他	3.182	1.986

出所:[Thailand, Ministry of Agriculture and Co-operatives
1980; 2001]

- 4) 用途混在に関連して、森林生態系、農業生態系、淡水生態系といった特定の生態系に焦点をあてた従来の研究から導出された地域管理開発政策の失敗の指摘がある [Southeast Asian Universities Agroecosystem Network (SUAN) 1987: 2]
- 5) 本稿は、動物界、植物界ではなく菌界に属する茸も取り上げて、野生の動植物と茸を総称して「野生動植物」と呼ぶ。「採集」とは通常「植物、貝、昆虫、卵、あるいは動きの少ない小動物を、食料資源として集めてくる生計活動の一形態」[田中 1994: 297] を指す。しかし本稿では食用以外の野生動植物も集める対象としてとりあげる。また通常は「狩猟」という言葉が「野生の鳥獣を捕獲殺害する」[同上書: 361] という意味で使われる。しかし本稿でとりあげる野生動物は調理されるまで殺害されずにいる場合が多かったため、野生動物を殺害するか否かにかかわらず捕らえる行為のみに注目して「捕獲」という言葉を用いる。漁ろうも捕獲に含める。
- 6) 「林野」とは「森林と森林以外の草生地(森林以外の土地で地目が他の地目区分に属さず、野草やかん木類が繁茂している土地)とを合わせたもの」[森林・林業・木材辞典編集委員会 1993: 355] である。タイ王国農業・協同組合省農業統計の土地利用形態区分に「林野」は無いが、「林野」の状態を呈する土地はある。公共地の法的区分の詳細については重富 [1997] を参照のこと。本稿では官有地法で「国家の公共財産」と定められている土地のうち、民法典でいう「人民の協同の利用に供される財産」を「公共地」と呼ぶ。

ット県の6村(muu baan)をまず選んだ。⁷⁾ロイエット県はタイ王国東北部各県と比較して相対的に森林面積率が低くその減少率が高い。6村は県庁所在地から乗合改造トラックで1時間40分、さらに徒歩で約20分の距離にある。6村はもとは1自生村とその派生村3村である。⁸⁾調査を始めた1998年には行政上6つに分かれていた。図1は調査対象地の簡略な地図である。

調査対象世帯として、世帯ごとにまとめられた選挙人名簿を用いて6村から99世帯(14.2%)を無作為に抽出した。これらの世帯を対象に、質問票を用いて世帯の経済社会状況、林野利用の現状について調査を行ったところ(以下、「質問票調査」と呼ぶ)、結果が予備調査結果と異なった。1村の住民が、1)他5村の住民が頻繁に利用する公共林野を利用せず、2)他所を

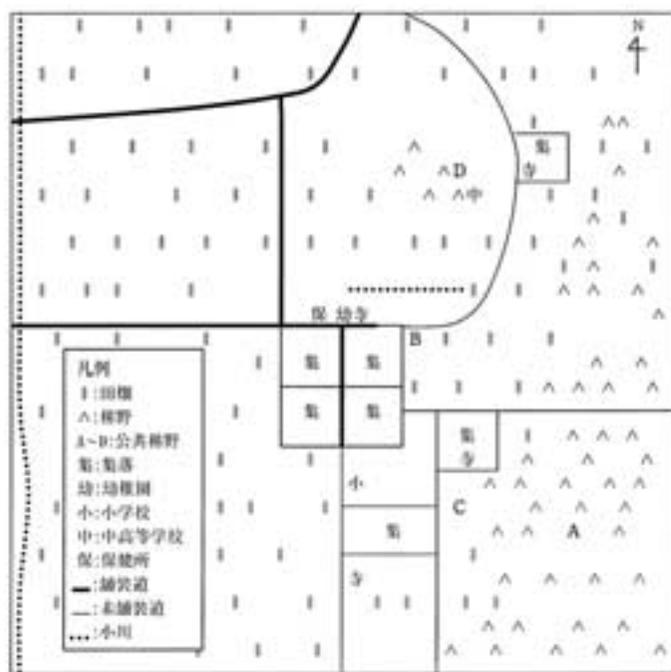


図1 調査対象村の略地図

出所：筆者作成。

- 7) muu baan と tambon の日本語訳は研究者によって異なる。本稿は前者を村、後者を区と訳す。なお、本稿の対象6村は2001年に行政上再分割されて7村になっている。対象6村と、次に述べる対象世帯のより詳しい選定過程は芝原[2002c]を参照のこと。
- 8) 本稿は、移住によって新しく自然発生的に形成された集落を「自生村」と呼ぶ。人口増加等を契機として、当該自生村の若い世代が中心になって自生村周囲に移住して形成した集落を「派生村」と呼ぶ。派生村は自生村との社会的経済的政治的つながりが強い。自生村、派生村ともに自然村である。重富[1996]は、守護霊を祀る祠によって社会単位としての「自生村」を、「村の柱」や「村境の柱」によって自生村の領域を区分している。本稿の対象村は祠と柱による区分が一致しないので、先述のように緩やかに定義した。

利用し、3)他5村から少し離れていて日々の交流が少なかった。したがって、後述する日誌調査を行う際に後者の5村から対象世帯を選定した。5村は同じ公共林野を利用している。

日誌調査対象の14世帯は世帯のライフサイクル段階と社会経済階層別に、5村の質問票調査対象世帯から割当法を用いて有意に抽出した。抽出過程において、質問票調査対象世帯からなる母集団の標識の構成と日誌帳調査対象世帯のそれが似るように比較検討した。誤差が最小になるように留意した結果、日誌調査対象標本数は「14」になった。

長期調査期間は1997～99年である。2001年に補足調査を行っている。対象村に断続的に住み込み参与観察した。1998年の乾季かつ農閑期(およそ1～4月)、雨季かつ農繁期(同5～8月)、雨季かつ農閑期(同9～10月)の3季節に30日間ずつ日誌帳を用いた調査を行った。記入項目は採集野生動植物名、採集者、採集場所、同行者名などである。日誌帳は調査対象14世帯に留め置き、各世帯の世帯員に記入を依頼した。記録内容は筆者が一日に一度必ず記録者と面接し、想記法を用いて確認した。

調査対象地には、公共地証が発行済みで、対象5村内かその隣接地に位置し、住民が日常的に利用している公共地が約470ライ(75.2ha)ある。⁹⁾筆者の印象では大半が林地である。どの公共地も5村から楽に歩いて回れる距離にある。林地には幅員の広い道がなく、オートバイやトラックは林野の奥までは入れない。疎林だが、昼間でも薄暗いほど樹冠密度が高い場所もある。巨大高木はない。二次林、植林も一部にある。以前、ケナフや米を植えていた所があり、痕跡が残っている。土は砂土(din sai)である。住民と県営林署員は、大型哺乳動物はいないと言う。¹⁰⁾公共地を含めて土地の所有、利用、管理に関して村内に問題は顕在しない。¹¹⁾

9) 公共地証は正確には仏歴2515(西暦1972)年12月13日革命団布告334号によって増補改訂された土地法典第8条にもとづいて発行された国有地証書(Nangsuu Samkhan samrap thii Luang: NSL)を指す。NSLには公共地の所在地、用途、管理者、面積、証書発行日、公共地の位置と境界を示すための地図が記載されている。調査対象地の公共地証発行済み公共地面積は各公共地証による。本研究でNSLの発行を確認できた公共地はすべて、用途は「国民の共用」で内務省管理下にある。管理者の欄に内務省と書かれた後にカッコ書きで当該公共地の固有名が記されている。郡土地事務所によれば、公共地の管理者は内務省から派遣された郡長である。郡長は公共地の所在地が区になっていれば区長に、村になっていれば村長に管理責任をもたせる。仏歴2540(西暦1997)年憲法290条は自然資源と環境の管理、維持保全、利用の権限を地方自治体(ongkoon pokkhroong suwan thoongthin)に与ると共に、それらを地方自治体に義務づけている[Thailand, Samnakgaan kanakamakaan kritsaadiikaan n.d.]。しかしこの憲法発布は調査対象地に未だ特に影響を及ぼしていない。Prakongsri *et al.* [1994: 27–32, 一部を筆者計算]によれば、1993/94年の東北部の公共地面積は12,184 km²ある。内訳は、水源1,562 km²、高地・放牧地9,489 km²、祖父霊を祀る森・火葬・埋葬の森・祭祀礼拝所682 km²、役所447 km²、その他4 km²である。公共林野は水源、高地・放牧地、祖父霊を祀る森・火葬・埋葬の森・祭祀礼拝所に分類されている。本稿の対象地域であるロイエット県には水源が107 km²、高地・放牧地が461 km²、祖父霊を祀る森・火葬・埋葬の森・祭祀礼拝所が30 km²ある。公共地証未発行分が含まれていると考えられる。なお、ロイエット県の県面積、各公共地面積は東北部19県のほぼ平均値である。

10) 本稿は調査対象村の林野が「十分な資源をもっているか否か」「十分に豊かか否か」を議論しない。筆者は「森林がどれだけ必要か」という課題には慎重な検討が必要だと考えている。但し、芝原

1998年時点の5村の世帯数は620、人口は2,865、うち男1,374、女1,491 ([Thailand, Ongkaan borihaan suwan tambon Du Noi 1998: 1-2]), 総面積は8,570ライ (13.7 km²) である。¹²⁾ 世帯あたりの農地面積は13.1ライ (2.1 ha) で、¹³⁾ 東北部の平均農地面積24.9ライ (4.0 ha) の約半分である ([Thailand, Ministry of Agriculture and Co-operatives 2000: 250-251] から計算)。住民の主要な生業は平地天水稲作で、狩猟採集や焼畑移動耕作ではない。稲作のほか畑作、果菜作、家畜家禽飼育、採集など多様な生業活動に従事している。日雇いや自営、農村内雑業、サトウキビ収穫等の国内出稼ぎも行っている。野生茸を県庁所在地を含む近隣市場まで売りに行き、地元の人々に知られている。村内にはよろず屋が数軒あり、村外からも物売りが頻繁に来る。住民は農畜産物を自給し、現金がある時は食物や生活雑貨を購入している。

III 採集物、採集場所、採集者とその関係

III-1 採集物の分類と採集数

採集物は、樹木、食用植物、飼料用植物、食用茸、食用虫、餌用虫、食用魚介類、食用両生類、食用爬虫類、食用鳥類、食用哺乳類の11に分類した(表1参照。植物と虫以外は全て食用なので、以下、「食用」を省略して呼ぶ。学名を確認できた野生動物名は別表にあげた)。¹⁴⁾ 餌用虫は主にミミズで、蛙獲りに使う。哺乳類には鼠が多く、大型哺乳動物はなかった。

本稿は採集の程度を表す指標として「採集数」を用いて議論する。「採集数」とは1人が1回の外出で採集した野生動植物の品目数の合計である。例えば同一世帯内の2人が共に外出して同一品目1つを共に採集した場合は採集数2になる。1人が外出して2品目を採集した場合も採集数2になる。単位は「採集品目数×採集者数×採集回数=品目・人・回」である。採集野生動植物は品目によって採集重量、体積、数が大きく異なる。例えば樹木と虫の卵、牧草と鼠のデータを検討する際に、重量、体積、数は比較対象になり得ない。先述の11の各分類内

↙ [2002b] に述べたように、調理用薪炭と家屋建築用木材の年間消費量から概算した結果、本稿の調査対象村は370～1,120 haの林地があれば自家消費分木材を賄い得る。しかし、そもそも住民は林地よりも田から木材を得ている。また、住民は採集野生動植物を自家消費するのみではなく販売、譲渡もしている [芝原 2002a]。けれども、仲買人住民は商品化した野生動植物を対象村のみではなく他村からも買入れている [芝原 2002d]。

- 11) 土地権利に関わる問題が発生している区、村、世帯を対象に本稿と同じ目的の学術調査を行う場合には、本稿とは異なるアプローチや方法が必要である。
- 12) データは村長からの聞き取りによって得た。1994年10月26日時点の面積だと言う。
- 13) 農地面積データの出所は注12)と同様である。農地は田、畑、菜園、耕作放棄地、耕作放棄後に林野になった土地からなる。世帯あたり面積は先述世帯数から計算した。対象村で作付転換を繰り返した後に耕作放棄する過程の一部は芝原 [2002b] を参照のこと。
- 14) 学名を確認できた野生植物名は芝原 [2002b: 別表] を参照のこと。

表1 季節別採集物別採集数 (単位: 品目・人・回)

季節	採集物	樹木	食用植物	飼料用植物	茸	食用虫	餌用虫	魚介類	両生類	爬虫類	鳥類	哺乳類	合計
乾季	かつ農閑期	61	152	29	1	24	0	250	33	27	11	5	593
雨季	かつ農繁期	27	203	115	171	74	0	77	26	13	11	1	718
雨季	かつ農閑期	39	95	278	241	51	41	101	64	0	14	1	925
合計		127	450	422	413	149	41	428	123	40	36	7	2,236

出所: 筆者による日誌調査。

注: 1) 表中の茸, 魚介類, 両生類, 爬虫類, 鳥類, 哺乳類はそれぞれ食用茸, 食用魚介類, 食用両生類, 食用爬虫類, 食用鳥類, 食用哺乳類を指す。

2) 表は対象14世帯の全世帯員の各季節30日間分の採集数を採集物分類ごとに合計している。

3) 「採集数」とは1人が1回の外出で採集した野生動植物の品目数の合計である。単位は「採集品目数×採集者数×採集回数=品目・人・回」である。「採集数」は採集品目, 採集者数, 採集頻度の関数であり, 採集の程度を表わす指標として異なる品目の集計と比較を可能にする。採集品目数を採集者数と採集回数で重み付けすることによって, 採集品目数のみでは示し得ない採集活動の活発さをも示す。

4) 紙面の制約と見やすさを考慮して表中に採集数割合を載せていない。本データが比較に用いられる場合に配慮して採集割合ではなく採集実数の表示を優先する。

においても例えば茸は品目による重量, 体積, 数の差が大きい。しかし「採集数」は採集品目, 採集者数, 採集頻度の関数であり, 採集の程度を表わす指標として異なる品目の集計と比較を可能にする。採集品目数を採集者数と採集回数で重み付けすることによって, 採集品目数のみでは示し得ない採集活動の活発さをも表す。

表1に示したように採集数は季節ごとに变化する。乾季より雨季に採集数が多い。採集数合計値から採集物を三つに分けられる。採集数400以上の食用植物, 飼料用植物, 茸, 魚介類, 採集数100台の樹木, 食用虫, 両生類, 採集数100未満の餌用虫, 爬虫類, 鳥類, 哺乳類である。合計値からさらに計算すると対象世帯の世帯員は平均1.8品目・人・回/日, 採集している。これらと比較し得るデータが見あたらない。しかし採集物と採集数に季節毎に変化があっても住民は野生動植物を日々, 採集していると指摘できる。

III-2 土地利用形態別にみた採集場所と採集物の特徴

採集場所を土地利用形態別にみると, 宅地, 菜園, 田, 畑, 林野, 沼, 小川, 小学校の8つがある(表2参照)。全体では田での野生動植物採集数が抜きん出て多く, 林野がこれに続く。田が全体の約半分, 林野が約2割である。林野での採集は田の半分に満たない。宅地と小川での採集数は同程度である。

田で最も多い採集物は樹木, 食用植物, 飼料用植物, 食用虫, 餌用虫, 魚介類, 両生類, 爬虫類, 哺乳類である。林野での採集が最多の採集物は茸と鳥類である。

野生動植物採集場所の計量データは非常に少ない。本稿と同じタイ王国東北部の事例によれば, 販売用に採集した食用資源の採集場所は採集者数からみて田(56%), 森(19%), 沼

表2 土地利用形態別採集物別採集数（複数回答）（単位：品目・人・回）

採集物 土地利用形態	樹木	食用 植物	飼料用 植物	茸	食用虫	餌用虫	魚介類	両生類	爬虫類	鳥類	哺乳類	合計
宅地	7	134	45	0	2	0	0	0	4	0	0	192
菜園	14	46	38	0	3	1	0	0	0	0	0	102
田	63	229	296	18	104	39	248	91	28	16	4	1,136
畑	5	2	3	2	7	0	1	2	1	0	0	23
林野	17	30	1	388	21	1	0	1	6	19	2	486
沼	0	10	3	0	1	0	33	17	0	0	0	64
小川	0	13	10	2	9	0	141	12	0	0	0	187
小学校	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
不明	24	8	27	9	2	0	11	0	1	1	1	84
合計	130	472	423	419	149	41	435	123	40	36	7	2,275

出所：筆者による日誌調査。

注：1) 表1の注1)～4)と同じ。

2) 「田」は田にある水場，池を含む。

3) 採集品目ごとに採集してきた場所を複数回答しているので合計値が表1とは異なる。

(15%)，小川(10%)，池(9%)，宅地(5%)である [Moreno-Black *et al.* 1993: Table 2 から計算，複数回答] 採集物の詳細は不明だが，全体の傾向は本稿と近似している。¹⁵⁾

III-3 土地所有者別にみた採集場所と採集物の特徴

土地所有者には，採集者本人と，その同世帯の世帯員（以下，「本人とその世帯員」と呼ぶ），母方親族，父方親族，子とその親族，友人，「その他個人」¹⁶⁾ 国がある（表3参照）。国が所有する土地が本稿で先に定義した公共地である。

合計値をみると，世帯内の土地からの採集数が1/3，世帯外からが2/3である。世帯外の「その他個人」の土地からのみで半数を占める。公共地からの採集数は全体の1割強にあたる。親族の土地からの採集もある。しかし数は少ない。父方親族より母方親族の土地からの方が多い。

採集物ごとの採集場所の特徴は全体と異なる。樹木，食用植物，飼料用植物の採集数は世帯内の土地が最も多く約半分を占める。茸，食用虫，両生類，爬虫類，鳥類の採集数は世帯外の「その他個人」の土地が最も多く，およそ7～8割にあたる。魚介類のみ公共地からの採集数

15) 野生動植物採集場所の計量データは非常に少ない。採集場所を記載した研究は多々あるが，採集場所ごとの採集物や採集者の多寡，採集頻度が示されていない。

16) 「その他個人」の土地は，採集場所が誰の土地かという質問に「公共地ではなく，特定の親戚や友人の土地ではなく，「そこらじゅうの(thua pai) 宅地(もしくは田か菜園か畑か林野)だ」という返答があった土地である。不特定多数の所有者の土地を指す。地図に書き込みながら住民と確認したところ，住民らが野生動植物採集に利用している私有林野は合計8カ所，面積約5,325ライ(852ha)，所有者累計201人，同様に私有の沼は32カ所，48ライ(7.7ha)，128人であった。村の総面積に比してこの私有林野面積は大きすぎるが，明らかにかなりの面積を占める。

表3 土地所有者別採集物別採集数（複数回答）（単位：品目・人・回）

所有者	採集物	樹木	食用植物	飼料用植物	茸	食用虫	餌用虫	魚介類	両生類	爬虫類	鳥類	哺乳類	合計
世帯内	本人とその世帯員	65	222	240	10	26	9	128	12	3	1	1	717
世帯外	母方親族	6	11	22	0	1	0	35	2	0	0	0	77
	父方親族	2	8	1	0	3	0	10	1	0	0	0	25
	子とその親族	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	4
	友人	4	8	0	0	0	0	5	0	0	0	0	17
	その他個人	20	193	120	346	105	31	103	96	31	31	5	1,081
	国（公共地）	9	22	10	54	12	1	142	12	5	3	0	270
	小計	41	242	156	400	121	32	296	111	36	34	5	1,474
不明		24	8	27	9	2	0	11	0	1	1	1	84
合計		130	472	423	419	149	41	435	123	40	36	7	2,275

出所：筆者による日誌調査。

注：1）表1の注1）～4）と同じ。

2）採集品目ごとに採集してきた場所を複数回答しているので合計値が表1とは異なる。

が最多だが、公共地と世帯内、世帯外の「その他個人」の採集数はほぼ等しい。

III-4 採集者の属性と同行者の有無

採集者の年齢別採集数の合計値をみると、働き盛りの20～40代が大きく、各々、全体のおよそ1/4である（表4参照）。50代以上の高齢層より20代未満の若年層の採集数が多い。1人当たり採集数をみると、7～12歳の小学生にあたる年齢層（以下、小学生層）、13～15歳の中学生にあたる年齢層、16～19歳の高校生にあたる年齢層、そして50代も20～40代の約半分以上は集めている。表2でみたように林野での採集数が多かった茸は、20～40代に加えて小学生層の採集数が多いが目立つ。やはり林野での採集が多かった鳥類は20、30代だけに採集されている。

採集が単独で行われるか複数で行われるかをみると、単独採集の採集数が最も多く全体のおよそ半分である（表5参照）。同行者がいる場合は同行者数1人の場合の採集数が多く全体の約3割にあたる。同行者数が2、3人の場合も多く、それ以上の大勢の場合もある。林野での採集が多かった茸は同行者数3人の場合の多さ、鳥類は多人数同行の場合の割合の高さが目を引く。

採集数からみて全体では採集者の性別に大差がない（表6参照）。男より女が単独で採集に行く場合が多い。複数で採集する場合の性別は男女が多い。採集物別にみると餌用虫、鳥類、哺乳類の男のみによる採集が目立つ。

採集者の属性、同行者の有無やその人数、性別によって各採集物の採集数が異なり、関心対象が違う。しかしながら全年齢層の男女双方が採集活動を行い、働き盛りが主に従事し、時に大勢が携わり、野生動植物採集は生活に欠かせない活動である。

芝原：野生動植物採集と公共林野利用

表4 採集者本人の年齢層別採集数 (単位：品目・人・回)

採集物 年齢	樹木	食用 植物	飼料用 植物	茸	食用虫	餌用虫	魚介類	両生類	爬虫類	鳥類	哺乳類	合計	1人 当たり 採集数
- 6 (N = 6)	1	7	2	1	0	0	7	1	0	0	0	19	3.2
7 - (N = 4)	0	22	4	72	15	1	14	4	9	0	0	141	35.3
13 - (N = 5)	3	5	11	9	7	10	65	17	8	0	0	135	27.0
16 - (N = 6)	8	25	24	9	19	2	27	7	0	0	0	121	20.2
20 - (N = 14)	49	99	108	79	21	27	106	61	9	24	6	591	42.2
30 - (N = 10)	26	119	78	168	44	0	101	18	10	12	0	576	57.6
40 - (N = 11)	35	145	151	55	32	1	101	12	3	0	0	535	48.6
50 - (N = 4)	5	20	32	19	3	0	2	0	1	0	1	83	20.8
60 - (N = 3)	0	8	10	1	8	0	5	3	0	0	0	35	11.7
70 - (N = 2)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5
80 - (N = 1)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1.0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
合計	127	450	422	413	149	41	428	123	40	36	7	2,236	33.9

出所：筆者による日誌調査。

注：1) 表1の注1)～4)と同じ。

2) 年齢は1997年質問票調査時のものである。

表5 同行人数別採集数 (単位：品目・人・回)

採集物 同行人数	樹木	食用 植物	飼料用 植物	茸	食用虫	餌用虫	魚介類	両生類	爬虫類	鳥類	哺乳類	合計
0(単独行)	34	345	190	121	69	33	176	49	15	8	3	1,043
1	58	62	161	155	55	7	125	49	13	4	1	690
2	9	21	45	20	11	1	53	17	11	2	0	190
3	1	17	3	112	9	0	22	1	0	5	1	171
4	2	1	0	0	0	0	19	1	0	6	0	29
5	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4
6	0	0	0	0	0	0	10	0	0	7	1	18
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
8	0	0	0	0	2	0	3	0	0	2	0	7
9	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	4
10	0	0	0	0	0	0	6	3	0	0	0	9
16	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4
不明	23	4	23	1	1	0	10	1	1	1	1	66
合計	127	450	422	413	149	41	428	123	40	36	7	2,236

出所：筆者による日誌調査。

注：表1の注1)～4)と同じ。

表6 単独行・複数行別性別採集数 (単位: 品目・人・回)

性別	採集物	樹木	食用植物	飼料用植物	茸	食用虫	餌用虫	魚介類	両生類	爬虫類	鳥類	哺乳類	合計
単独行の場合	男	17	91	109	35	13	33	104	37	6	8	3	456
	女	17	254	81	86	56	0	72	12	9	0	0	587
複数行の場合	男のみ	25	8	34	4	17	6	109	24	13	26	3	269
	女のみ	0	34	11	58	18	0	30	6	10	1	0	168
	男女	47	59	162	229	44	2	99	43	1	0	0	686
不明		21	4	25	1	1	0	14	1	1	1	1	70
合計		127	450	422	413	149	41	428	123	40	36	7	2,236

出所: 筆者による日誌調査。

注: 表1の注1) ~ 4) と同じ。

表7 同行者との関係別採集数 (複数回答) (単位: 品目・人・回)

関係	採集物	樹木	食用植物	飼料用植物	茸	食用虫	餌用虫	魚介類	両生類	爬虫類	鳥類	哺乳類	合計
世帯内	夫	19	17	70	72	15	1	35	16	0	0	0	245
	妻	19	17	70	72	15	1	35	16	0	0	0	245
	息子	4	9	41	2	1	0	24	3	2	0	0	86
	娘	4	15	8	128	15	0	16	9	6	0	0	201
	父	7	10	29	64	6	0	30	7	1	0	0	154
	母	1	14	20	66	10	0	10	5	7	0	0	133
	兄	1	4	6	0	2	1	16	1	1	0	0	32
	姉	0	9	1	34	5	0	6	0	3	0	0	58
	弟	1	4	6	0	2	1	16	1	1	0	0	32
	妹	0	9	1	34	5	0	6	0	3	0	0	58
	祖父	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
	叔父	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
	姪	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
孫娘	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	
小計	56	108	252	472	76	4	202	58	24	0	0	1,252	
世帯外	母方親族	9	15	2	41	21	1	126	11	4	5	1	236
	父方親族	0	2	0	4	1	0	8	0	0	0	0	15
	子とその親族	5	1	3	6	11	0	79	18	1	12	1	137
	その他の遠戚	0	9	0	18	0	0	62	0	0	0	0	89
	友人	9	18	0	5	31	4	89	30	7	73	7	273
	知人	0	0	0	0	0	0	10	2	0	0	0	12
	小計	23	45	5	74	64	5	374	61	12	90	9	762
不明		1	1	1	4	0	0	0	0	0	0	7	
合計		80	154	258	550	140	9	576	119	36	90	9	2,021

出所: 筆者による日誌調査。

注: 1) 表1の注1) ~ 4) と同じ。

2) 「子とその親族」は採集者の子, その配偶者, 孫, 配偶者の親族から成る。

3) 複数で採集に行った時の同行者との関係を回答しているので合計値が表1, 5, 6とは異なる。

III-5 採集者と同行者の関係からみた採集物の特徴

採集に同行者がいる場合、同行者が採集者本人と同一世帯の世帯員であるか否かをみると同一世帯員の方が多く、全体の3分の2にあたる（表7参照）。しかし、その割合は採集物によって大きく異なる。飼料用植物採集の同行者は世帯員の方が非常に多い。樹木、食用植物、茸、爬虫類の同行者も世帯員の方が多。食用虫、餌用虫、両生類採集の同行者は世帯員と世帯外員がおよそ半々である。魚介類採集同行者は世帯外員の方が多。鳥類と哺乳類採集同行者は世帯外員のみである。

採集者と同行者の関係を見ると、全体では世帯内の夫、妻、娘、世帯外の母方親族、友人が多い。全体の傾向と目立って異なる採集物は飼料用植物、鳥類、哺乳類である。飼料用植物は世帯員と、鳥類と哺乳類は世帯外員、中でも友人と採集している。

筆者の観察結果もあわせて考えると、同行者が世帯員である時ほど、またその世帯員が配偶者である時ほど、採集対象物の必需性が高い。反対に、同行者が世帯外員、特に友人である時は、採集活動は遊びや小腹を満たすおやつを集める楽しみといった性質も帯びる。

III-6 採集物、採集場所、採集者と同行者の関係からみた採集物の特徴

採集物、土地利用形態別採集場所、土地所有者別採集場所を三重クロスしてみると「その他個人」の林野での茸採集が非常に多い（表8参照）。次いで「本人とその世帯員」の田での食用植物、飼料用植物、魚介類採集が多い。公共地である小川からの魚介類の採集も同程度に多い。

しかし採集数の小計を見ると、最もよく利用されている土地は本人とその世帯員の田、「その他個人」の田、「その他個人」の林野である。すなわち、私有の田、次いで私有の林野こそが最もよく利用される採集場所である。

世帯外員と同行した際の採集数合計値は762で、世帯外の個人の所有地での採集数合計値は1,204である（表3，7参照）。日誌帳によれば、複数人で採集した場合の採集場所の土地所有者と採集同行者はほとんど一致しない。つまり、同行者がいるからといって同行者の土地で採集をしているのではない。

後述するように、住民は公共林野で放牧をしなくなったと言う。代わりに飼料用植物を採集し、その採集場所は公共林野ではなく採集者本人とその世帯員の田である。

表8 採集場所の土地利用形態別所有者別採集数（複数回答）（単位：品目・人・回）

土地利用形態	所有者	樹木	食用植物	飼料用植物	茸	食用虫	餌用虫	魚介類	両生類	爬虫類	鳥類	哺乳類	小計	合計
宅地	本人とその世帯	7	62	10	0	2	0	0	0	0	0	0	81	192
	母方親族	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
	父方親族	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	子とその親族	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	友人	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
	その他個人	0	59	35	0	0	0	0	0	4	0	0	98	
菜園	本人とその世帯	13	31	37	0	2	1	0	0	0	0	0	84	102
	母方親族	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	父方親族	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	子とその親族	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	友人	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	その他個人	0	12	1	0	1	0	0	0	0	0	0	14	
田	本人とその世帯	40	127	193	10	21	8	127	11	2	1	1	541	1,136
	母方親族	5	3	22	0	1	0	35	2	0	0	0	68	
	父方親族	2	6	1	0	3	0	10	1	0	0	0	23	
	子とその親族	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	4	
	友人	4	2	0	0	0	0	5	0	0	0	0	11	
	その他個人	12	91	77	8	79	31	70	77	26	15	3	489	
畑	本人とその世帯	5	2	0	0	1	0	1	1	1	0	0	11	23
	母方親族	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	父方親族	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	子とその親族	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	友人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他個人	0	0	3	2	6	0	0	1	0	0	0	12	
林野	本人とその世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	486
	母方親族	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	父方親族	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	子とその親族	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	友人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他個人	8	21	1	336	19	0	0	1	1	16	2	405	
沼	本人とその世帯	9	9	0	52	2	1	0	0	5	3	0	81	64
	母方親族	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	父方親族	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	子とその親族	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	友人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他個人	0	10	3	0	0	0	33	17	0	0	0	63	
小川	国	0	13	10	2	9	0	141	12	0	0	0	187	187
	小学校	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1
不明	24	8	27	9	2	0	11	0	1	1	1	84	84	
合計	130	472	423	419	149	41	435	123	40	36	7	2,275	2,275	

出所：筆者による日誌調査。

注：1) 表1の注1)～4)と同じ。

2) 「子とその親族」は採集者の子、その配偶者、孫、配偶者の親族から成る。

3) 「田」は田にある水場、池を含む。

4) 採集品目ごとに採集してきた場所を複数回答しているため合計値が表1とは異なる。

IV 野生動植物採集が行われている理由

IV-1 採集自由な野生動植物

対象村では、樹木を除く野生動植物はどこ誰の土地からでも採集してよいと考えられている。採集が自家消費目的か販売目的かを問わない。採集量と採集時期に規制はない。採集の際に土地所有者から許可を得る必要はない。土地所有者に採集物を分与する必要はない。土地所有者に、採集の見返りとして金品や労働力を提供する必要もない。どの村、郡の住民でもこれらと同様の条件下で採集をしてよい。樹木以外の野生動植物は、人に採集されるまでは無主物でオープン・アクセスである。

私有地では植えてた物を世帯外員が採ってはならない。野菜は、栽培者に一声かけるぐらいで収穫できる場合がある。樹木は、依頼すれば伐採して取得できる場合がある。現金を支払う時もある。収穫や伐採が可能か否かは収穫者と栽培者、伐採者と土地所有者の人間関係による。

公共地での樹木伐採は、公共地が国有地なので禁止されている。日誌帳の記録確認時に、樹木以外の野生動植物については、採集場所が公共地か私有地かを住民が特に注意していないように筆者は感じた。親族の土地の中では母方親族の土地での採集が頻繁である。夫方親族、つまり父方親族の土地での採集は少ない。タイ王国東北部の婚制は婿入りで妻方居住制をとる上に、夫が村外出身である世帯が対象村では増えたため、距離の制約からこの傾向にあると考え得る。

対象村は塊状を呈し、居住地の周囲に田、畑、林野が広がる。水場や小川、沼地は田の近くにある。林野でしかほとんど採れない食用茸の採集や鳥撃ちを除いて、居住地から相対的に遠い林野に住民はあまり行かない。

以前は公共林野によく放牧に行ったと住民は言う。しかし公共林野に牧草があまりなくなったので、田植え後は田で刈った草を屋敷地で牛と水牛に与え、稲刈後は田で放牧をするようになった。そして採集対象野生動植物の減少もあって、放牧時にしていた採集もあまりしなくなった。耕作放棄されて林野になり公共林野よりも近くにある私有地や、同じく私有の田畑を採集によく利用するようになった、との説明である。

ところで、私有地での他世帯の世帯員による野生動植物採集を禁止したいと考える住民は実際に禁止をできるだろうか。急峻な斜面や絶壁が外部からの侵入を防ぐ山岳地帯とは異なり、広大な平地では、どこからでも他人が私有地に侵入できる。私有地に生息する野生動植物すべての把握も不可能である。ただ、樹木は伐採のために一定地点に長時間とどまる必要があり、その大きさから運搬時に目立つので伐採禁止が可能になったと住民は言う。特に田は、所有者が非常によく見回り管理をしている。農繁期は一日中作業をするし、農閑期は稲の育ち具合や

水がかりを見たり草刈りをするために毎日出かけ、稲刈り後は放牧に出かける。耕作放棄されて二次林となっている私有林野の多くは田に接して目が届きやすい。住民によれば私有地で樹木の盗伐はない。盗伐があった場合の社会的制裁について住民は言及しなかった。

IV-2 野生動植物による生存の維持

他世帯の世帯員による私有地での採集を禁止、制限する意志の有無を住民に問うと、「[そんなことをしたら(筆者補足)]生存できない、居られない」と言う。これは、他の世帯の人が生きられなくなる、または、自世帯が村に居られなくなるという意味である。住民は「禁止できない」と断言している。

前節でみたように野生動植物はオープン・アクセスである。野生動植物採集を禁止、制限したが故の社会的制裁の例はない。しかし、これは社会的制裁を伴う慣習であるといえる。

野生動植物採集が生存の維持に不可欠だと住民が認識している理由は、これまでも随所で指摘されているように、野生動植物採集が短時間でほぼ確実に現物あるいは現金所得を得られる活動である上に、現金支出を減らす点にある。食用動植物は採ったその場で、もしくは次の食事で、すぐに栄養源になる。採集物があれば食材や副菜を購入する必要がない。村内には仲買人がいる。したがって、採集した日のうちに採集物を売って換金できる。所得獲得の選択肢が少ない中で、野生動植物は住民にとって経済的に貴重である(野生動植物の販売、仲買については芝原[2002d]を参照のこと)。

IV-3 野生動植物採集を通じた人間関係の形成維持

表7で見たように、採集活動が複数で行われる場合、同行者は配偶者、親、子、きょうだいなどの世帯内の家族や、世帯外の親族、友人である。採集者たちが共に出かけ、採集中に声をかけあい、採集物を見せあい、時にはおしゃべりに興じる様子は頻りに観察できる。野生動植物採集が採集者たちの楽しみにもなっている。日誌帳の記録によれば、採集同行者は世帯内ではほぼ一定している。世帯外員は頻りに変わる。採集活動を通して世帯内の家族、また世帯間、世代間、親族間、友人間の関係が育まれている。

採集時、採集者たちは緩やかな集団を形成している。採集活動に際して地位や役割が分化し固定している様子は見られない。採集自体は各人がそれぞれに行う場合が多い。しかし、採集に向かう方角や場所、移動のタイミングは声をかけ合って決めている。はぐれたり道に迷う者が出ないようにお互いに気を付けている。若年者は年輩者に同行して採集物が見つかりやすい場所、採集道具の使い方、採集方法を覚えている。採集活動は、複数で行われる場合は同行者との協同、互助、競争、模倣という相互行為から成る社会化の機能をもっている。また、採集活動を共にしない場合でも、屋敷地や出作り小屋で蛙捕獲罟や漁網など採集道具の手入れ、採

集物の見せ合い、調理、販売をしつつ採集者たちは情報を交換している。

V 公共林野の利用とその変遷

V-1 野生動植物採集場所である林野の利用とその変遷

第Ⅲ章で明らかになったように、現在、公共林野は野生動植物採集場所としてはあまり利用されていない。では、過去にはもっと採集をしていたと住民が言う公共林野はどのように利用されてきているのだろうか。

対象村にあって NSL の発行を確認できた林野は、祖父霊を祀る森 (dong puu ta) が 2 カ所、固有名のある林野が 1 カ所である。後者の NSL の所在地欄には対象村ではなく区名が記載されている。まず、野生動植物採集の場になっているこの公共林野 (以下、A と呼ぶ) の利用の変遷をみてみよう (図 1 参照)。

A は隣郡にまたがっており、住民によれば約 1,000 ライ (160 ha) ある。NSL は対象村がある区と隣郡に各々発行されていると言う。隣郡分の NSL は存在を確認できなかった。対象村がある区の NSL は 1986 年 2 月 17 日に発行されている。面積は 409 ライ 3 ガーン 69 ターラングワー (約 65.6 ha) ある。

住民によれば、A は昔は豊かな森だった。しかし、1957 年頃からケナフを植える世帯が始め、NSL 発行の頃には約 100 世帯がケナフか米を植えていた。野生動植物採集や放牧もしていた。

NSL 発行前に郡土地事務所から人が来て、当時の区長と共に私有地との境界を確認した。30 年近く前から先占開墾されていた土地がなぜ突然に「公共地」に指定され、境界も決定されていたかは明らかでない。郡土地事務所と区長は、公共地内で耕作している者は耕作放棄して公共地から出てゆくように広報した。公共地内耕作者たちは徐々に耕作をやめた。現在、まだ米を植えている所をわずかに観察できる。しかし概ね公共地は林野になっている。

NSL 発行と同時に、公共地であることを示す看板と、境界を示す「公共地境界」と書かれた膝ぐらいまでの高さの白いコンクリート柱が公共林野内に複数立てられた。隣郡との境界には木杭が打たれ有刺鉄線が張られている。同時期に区議会で区議会議員、村長、副村長、郡役人らが話し合い、区民による公共地内での伐採禁止に合意した。そして各村で村民に伐採禁止について広報した。その後、伐採はないと言う。区長、村長らは、規則がないので定期的な巡視はしない。しかし各々が年に数回様子を見るために林野内を巡回すると言う。

1997、98 年に A では 25 ライ (4 ha) ずつ植林が行われた。97 年は A から最も近距離にある本稿の調査対象 5 村が、98 年は区内全 13 村が参加した。いずれも、植林事業用地を探してい

た森林局から区長へ直接に話しがあったトップダウン型の環境保全目的事業である。森林局から苗木が配布され、区長の要請によって住民が動員された。植林後、98年に一度、やはり森林官と区長の要請によって住民が下草刈りなどを行った。それ以外に特筆するような維持管理は行っていない。

将来、植林した木を住民が利用できるか否かははっきりしない。住民の意見は、1) 公共地の木だから伐採できない、2) 寺の建物建設など公共目的にのみ伐採して利用できる、3) 植林参加者に分配されて伐採できる、という三つに分かれる。区長と森林官とからは明言を得られなかった。

V-2 祖父霊を祀る森 (dong puu taa) の利用とその変遷

祖父霊を祀る森は先述のように2カ所あり(以下、各々B、Cと呼ぶ)、本稿の調査対象5村が利用している(図1参照)。NSLはBに1991年に、Cに1987年に発行されている。面積は、NSL上ではBが3ガーン41ターラングワー(約0.14ha)、Cが47ライ1ガーン23ターラングワー(約7.6ha)である。

B、Cには共に祠があり祖父霊が祀られている。年に一度祖霊祭(liang phii puu taa)があり、村、村人、村内の家畜家禽の守護を祈願する。そして、その年の降雨量、村人の幸福、水牛の働き具合を占う。野生動植物採集や放牧はされていない。

Cの面積は、実際には約600m²しかない。住民によれば、1969年に分割して、本稿の調査対象村のうち1村の各世帯が400m²ずつ、調査対象5村の村長がいくらかずつもらった。前者各世帯は当時の区長に現金を支払った。分割分配は畑と菜園用地がほしいと言う住民の要求に基づいて行った。分配後は各世帯が耕地にした。Cで共同で祖霊祭をしていたもう1村からは何の合意も得ずに行った。もう1村の住民は今でも「分割してしまって」と言うが、当時、表立って反対しなかった。1997年には、Cは、灌漑局から提案されて、灌漑局と区による人工池掘削事業対象用地に決まった。土地を分割分配された耕作者は、事業が開始すれば耕作をやめて土地を返却する。

V-3 火葬・埋葬の森 (paa chaa) の利用とその変遷

火葬・埋葬の森(以下、Dと呼ぶ)へのNSL発行は確認できなかった。実地検地があったかも明らかではない。郡土地事務所によれば、郡内の公共地への公共地証発行はまだ完了していない。発行前の検地が済んでいても証書発行までには5~7年かかる。検地に立ち会った区長や村長が死亡したり、郡土地事務所職員が配置換えになると、手続き状況をなかなか確認できない。¹⁷⁾Dは、その意味で正式な「公共林野」ではない可能性がある。しかし、住民は公共

17) 調査時の区長、村長を含めて住民はNSLが発行済みかどうかをよく知らない。人によって言が異なる。

地だと言っている。

Dは本稿の最初の調査対象6村が共同で利用している(図1参照)。以前は約800ライ(128ha)あった。うち約500ライ(80ha)を、中高等学校用地にした。学校は区としてほしかったので、文部省に要請して建設したと言う。

Dでは、病死者と自然死者とを火葬する。また、事故死者や子どもの死者を3年間埋める。野生動植物採集と放牧もされている。

しかし、1993年8月～1997年末までの間の上記6村の死者66名のうち、Dで火葬された者は3名である。D以外の火葬場所と火葬者数は、寺の火葬用地か空地39名、田15名、菜園6名、バンコク1名、不明2名である。¹⁸⁾Dは村の居住地から遠く、寺などの方が近いため、あまり利用されなくなったと言う。

V-4 公共林野の位置づけ

村の土地利用の変遷は図2のようにまとめられる。現今の公共林野は、以前から野生動植物採集の場である。採集種や採集頻度の変化はあるが利用は続いている。しかし、主な用途が採集や放牧ではなく住民の農業用地¹⁹⁾リザーブや村の公共事業用地リザーブになり、現在は官主導の公共事業用地リザーブになっている(図2参照)。この間、対象村では1979年から「利益証書(nangsuu raproong kaan tham prayot)」が、1992年から「土地所有権証書(chanood thii din)」が私有地に発行された。これらの地権証発行はNSL発行と同時期で、この頃に土地権利が明確に定まっていた。ちょうど土地権利確定後から私有地の一部が耕作放棄され、最

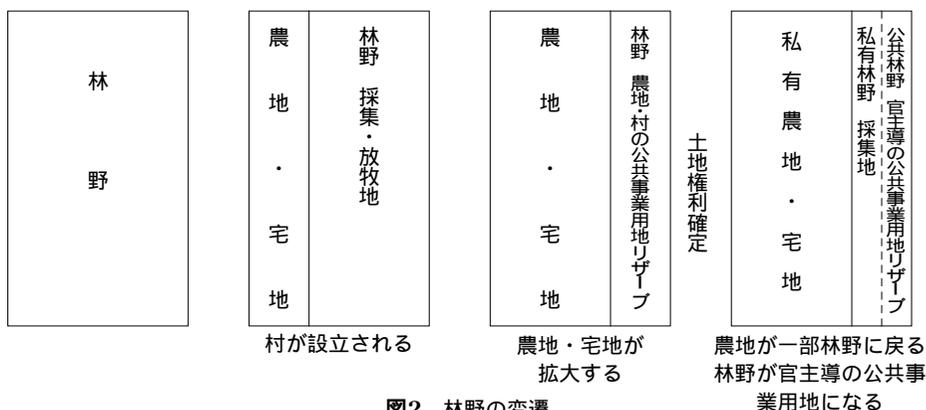


図2 林野の変遷

出所：筆者作成。

18) データは区保健所の記録と聞き取りによる。

19) 本稿では祖父霊の森と呼んでいる dong puu taa, 火葬・土葬の森 (paa chaa) や林野 (paa) が農地に転用される過程は、例えば林 [1993: 657-658] と Kono *et al.* [1994] に詳しい。

近は植林²⁰⁾もあって私有林野になった。公共林野利用については、さらに以下のように考察できる。

公共林野Aでの耕作をやめるにあたって、当時の区長によれば、住民と郡土地事務所間に衝突はなかった。その理由は、住民の話を要約すると以下になる。1) 公共地の土壌は肥沃度が下がり、大量の肥料を投入しなくては農地として役に立たなくなっていた、2) ケナフの価格が1970年代後半から暴落し、作付しても高価格で売れる換金作物がなかった、3) 土地権利証書をもっていなかった、4) 自給分の米を育てる水田は別にあった、5) 公共地の土地所有者は「国王」だから、もう国王に土地を「返還」するようにと説明されて納得した。

また、公共林野Aに伐採跡は見あたらなかった。郡役人、村長、副村長らで決定したとして広報された伐採禁止を住民が受け入れた理由は明らかでない。しかし、住民は、薪炭材、建築用木材を私有地から賄い得たし、購入によって入手し得るようになっていた〔芝原 2002b〕

公共林野Cでは、分割分配耕作に表立った反対がなかった。人工池掘削事業のために耕作を放棄する案に耕作者から反対はなかった。後者の理由は、村内で農業用水が不足しているからである。

共用林の利用を巡る多数の衝突の報告がある中で、本稿の対象村では利用の主体や形態の変更がこのように平穏に行われた。²¹⁾ 結果として現在、住民には私有の農地と林野がある。公共地で耕作や伐採をせずとも、住民はこれらを公共林野の代替地とし、また、これらで公共林野の機能を補完できる。対象村は野生動植物の代替・補完財を入手できる状況にもある。

公共林野で実施されるようになった官主導の公共事業も住民は受け入れて協力している。これは、やはり官主導の電気普及や道路舗装等の公共事業の積み重ねによって以前よりもはるかに生活が便利になったと住民が実感しているからである。ただし、区長や村長の要請による植林事業などへの動員は、一見すると村内住民による協同活動であるけれども、親戚や友人間で行う労働提供 (long khaek) や相互扶助 (ao raeng, chuai) とはまったく違う行為であると住民は言う。住民の気に染まない様子が筆者には窺われる。

倉島ら〔1999〕の事例研究は、公共地の皆伐に近い伐採、分割耕地化計画とその中止は徹底した経済性追求の結果であり、住民の経済的インセンティブがほぼその利用を規定していった

20) 耕作放棄地の一部では植林が始まっている (芝原〔2002b〕を参照のこと)。仏歴2515年 (西暦1972年) 革命団布告96号によって増補改訂された土地法典第6条によれば、用益証書、土地所有権証書が発行されている土地を各々5年、10年を超えて放棄して使用しないか、または放置して空地としている場合は、権利を放棄しているとみなされて証書を取り消される。植林理由にこの法律を挙げた者はいないし、住民にこの法知識はないようだった。事例もまだ見聞きしたことがない。

21) 公共地証の発行と同時期に私有地の地権証が発行され始めたので、住民の土地権利への理解が深まり、公共地の利用継続よりも公共地の外にある農地と屋敷地の地権確保を優先したのではないかという推測もできる。しかし本稿では証明できない。なお、公共林野で耕作をしている人はまだいる。住民らは「事業が来ればすぐに出てゆく」と言う。

と結論している。Kono *et al.* [1994] は、公共林利用の変遷の多様な事例を示しながらも、土地資源は主に村人の耕作需要の変化に従って利用管理されていると結論する。本稿の対象村では土地需要の変化、公共地証と私有地への地権証発行が公共林野の利用形態に影響を与え、近年は特に官主導の公共事業用地需要がこれに加わったと考え得る。

VI 結論

野生動植物採集は活発に行われていて住民の生活に欠かせない。採集物は食用植物、魚介類、飼料用植物、茸が多い。採集場所は土地利用形態別にみると、田が突出して、林野が2番目に多い。林野からの採集物のほとんどは茸である。茸は林野以外の土地からはめったに採集されない。土地所有形態別にみると、野生動植物採集に最も利用されている場所は私有地である。しかも採集者本人や親族、特に親しい友人ではなく、その他の個人の私有地である。公共地の中では小川が最も利用されていて、魚介類の採集場所である。公共林野は野生動植物採集場所としてはあまり利用されていない。私有林野を補完する位置にある。調査開始時に頻繁に観察された宅地での採集は田や林野と比べると少ない。

採集する野生動植物は無主物でオープン・アクセスである。公共地か私有地かを問わない。他者の私有地で野生動植物採集を自由に行える慣習、自身の私有地で野生動植物採集を他者に自由に行わせる慣習が対象村内の住民の生存維持と社会関係の形成維持に役立っている。

現在の野生動植物採集者は働き盛りの20～40代が多い。私有地の人口扶養力と、住民がとりうる就業選択肢が今後の野生動植物採集と公共林野の利用に影響する。

主生業が天水稲作である農村地帯では、よほど豊かであつ各世帯の居住地や田と直に接していなければ公共林野は野生動植物の主要な採集場所になり難い。現在ある公共林野は質が低下しているか、耕作放棄後の二次林で、耕地としてあまり価値がないと住民によって判断されている。官主導の環境保全目的の植林事業用地、人工池掘削事業用地として一部を活用するのみである。

公共林野は農地と村の公共事業用地リザーブから官主導の公共事業用地リザーブになった。森林局の立場から考えた場合、森林の保全と再生を推進したい現在、地力が低下し劣化した公共林野は事業対象になりうる。伐採ができず野生動植物採集も活発になくなった公共林野を住民が保全再生する意欲を引き出し、住民を支援する方策を今後検討してゆく必要がある。²²⁾

22) 調査対象村は用材が不足し始めたと判断できる段階にあり、一部の住民は私有地に植林を始めている [芝原 2002b] 住民が公共林野に植林した樹木について、将来の用途を含めて議論をしてゆく余地はある。

「住民参加型」森林関連事業の問題点が多々明らかになり、住民の森林利用権、管理権を追認しようと熱心に議論されてきた共用林から、既に現実の経済と社会の変化を受けて住民が離れつつあるという皮肉な事例が本稿である。

非木材森林産物と公共地は森林保全についての議論の中で取り上げられてきた。しかし、住民の栄養や経済を論拠にするならば、森林から採集される非木材森林産物のみではなく全利用形態の土地から採集される野生動植物に注目するべきである。採集物や採集活動の社会的役割についても検討が必要だろう。また、公共地における森林保全について議論するならば、土地所有権、用益権、管理権のみならず土地と森林の用途を含めてより広い視野から考察してゆく必要がある。

本稿は、野生動植物採集の現状と公共林野の位置づけを明らかにするにあたって、生物多様性などの生態学的価値、水源としての価値などをまったく考慮していない。それらの価値を対象村の人々が情報としてではなく実感として認識しているか否かが不確かで、本稿では議論しなかった。²³⁾ なお、採集野生動植物の経済的価値については芝原 [2002d] で一部検討している。就業構造と家計全体における採集の役割については別稿で検討する。

謝辞及び付記

調査にご協力いただいた対象村と世帯の方々、ロイエット県営林署、トゥングクラーロングハイ森林開発事業事務所の方々、公共地証・公共地登記簿・地籍図の確認にご協力いただいた郡土地事務所の方々、留学を受け入れ御助言いただいたカセサート大学林学部・環境科学研究科カセム・チャンケーオ先生(当時)、資料等を御紹介いただいた Regional Community Forestry Training Center (RECOFTC) の方々とチュロンコン大学社会調査研究所のアマラ・ボングサピッチ先生にこの場を借りて御礼申し上げます。ここに挙げない方々にもご支援いただいた。

長期調査期間中、平和中島財団から日本人留学生奨学生として奨学金を給与されていた。財団と事務局の方々に感謝する。本稿の執筆と補足調査中、日本学術振興会特別研究員(人文社会系 DC 2, PD(途中資格変更))奨励金及び奨励費(科学研究費補助金)を用いた(研究課題名「タイ東北部農村世帯における林産物利用の社会経済的重要性の検討」、課題番号 13-05516, 研究代表者名 芝原真紀)。

初稿投稿時に、東京大学大学院農学生命科学研究科森林科学専攻林政学研究室の永田信先生からコメントをいただいたことに御礼申し上げます。初稿投稿後の2001年11月の林業経済学会秋季大会で本稿の一部を発表した。コメントや質問をいただいた方々に感謝する。第二稿は2004年5月に提出し、同7月に掲載決定を通知された。査読者の方々の貴重なコメントと質問に感謝する。

引用及び参考文献

- 赤木 攻．1987．『村落構造』『タイ農村の構造と変動』北原淳(編)，27-62ページ所収．東京：勁草書房．
秋道智彌(編)．1999．『自然はだれのものか』(講座 人間と環境 第1巻)．京都：昭和堂．
Amyot, Jacques. 1976. *Village Ayutthaya: Sosial and Economic Conditions of a Rural Populations in Central Thailand*. Bangkok: Chulalongkorn University Social Research Institute.

23) 人々が確かに認識している価値であり、かつ貨幣経済と市場経済に十分になじんでいるならば、例えば仮想評価法による検討が可能であったであろう。

- Apichatvullop, Yaowalak; Grisnaputi, Wilaiwatt; and Prohmchum, Charoon. 1987. *Household Use and Management of Trees: A Case Study of Don Chang Village, Khon Kaen Province*. Khon Kaen: Khon Kaen University.
- Chinthakanan, Verawat. 1996. *Dependency on Non-timber Forest Products, Household Economy and Social Tie of Villagers in Ban Nong Saeng, Tambon Na Tan, Amphoe Tha Khantho, Changwat Kalasin*. Khon Kaen: Khon Kaen University. (in Thai)
- Durst, Patrick B.; Ulrich, Ward; and Kashio, M., eds. 1994. *Non-wood Forest Products in Asia*. RAPA Publication 1994/28. Bangkok: FAO Regional Office for Asia and the Pacific (RAP).
- Food and Agricultural Organization (FAO). 1995. *Non-wood Forest Products for Rural Income and Sustainable Forestry*. Rome: FAO.
- Grandstaff, Somluckrat W.; Grandstaff, Terry B.; Rathakette, Pagarat; Thomas, David E.; and Thomas, Jureerat K. 1986. Trees in Paddy Fields in Northeast Thailand. In *Traditional Agriculture in Southeast Asia: A Human Ecology Perspective*, edited by Gerald G. Marten. Boulder and London: Westview Press.
- 林 行夫 . 1993 . 「森林の変容と生成 東北タイにおける宗教表象の社会史試論」『農耕の技術と文化』佐々木高明 (編), 648-670ページ所収 . 東京: 集英社 .
- Kono, Yasuyuki; Suapati, Suman; and Shinya, Takeda. 1994. Dynamics of Upland Utilization and Forest Land Management: A Case Study in Yasothon Province, Northeast Thailand. *Tonan Ajia Kenkyu* [Southeast Asian Studies] 32(1): 3-33.
- 倉島孝行; 渡辺弘之 . 1999 . 「タイの『村の森』が持つ異なる特徴とその要因 東北部農村の『寺の森』と『公共林』を事例に」『森林文化研究』20: 81-92.
- 京都大学東南アジア研究センター (編). 1997 . 『事典東南アジア 風土・生態・環境』東京: 弘文堂 .
- Microsoft. 2000. 『MICROSOFT ENCARTA 百科事典2000 (CD-ROM)』Microsoft.
- Moreno-Black, Geraldine; and Price, Lisa Leimar. 1993. The Marketing of Gathered Food as an Economic Strategy of Women in Northeastern Thailand. *Human Organization* 52(4): 398-404.
- Omengan, Elizabeth Apil. 1998. Deforestation: Farming, Logging, and Forest Management in Northeast Thailand. Doctoral dissertation, University of Hawaii.
- Pragtong, Komon. n.d. Community Forestry: Village Level Models for Sustainable Production and Community Management in Thailand. Doctoral dissertation, University of Tsukuba.
- Prakongsri, Prasit; Homchaen, Sum-Ang; Kertsuk, Wichian; and Seangchote, Wichian. 1994. *Management Systems of Community Common Land in Northeast Thailand*. Khon Kaen: Research and Development Institute, Khon Kaen University. (in Thai)
- Ramittanon, C.; Natpracha, P.; and Kansanaphan, S. 1993. *Paa chumchon nai pratheet thai: Naew thaang kaan pattanaa, leem thii 2* (『タイ国の共用林 開発の方向』), edited by S. Camrik and Y. Santatombat. Bangkok: Green Frog Publishing.
- 佐藤 仁 . 1999 . 「人々のための公共地 タイにおけるコミュニティー林の制度的基礎」『東南アジア研究』37(1): 65-89.
- Shibahara, Maki. 1994. Uses and Management of Community Forests by Villagers in Northeast Thailand: A Case Study in Non Thong Village. Master's thesis in environmental sciences, University of Tsukuba.
- 芝原真紀 . 1996 . 「地域住民による林野利用とその変遷 タイ東北部ノントン村15区を事例に」『森林文化研究』17: 97-105.
- . 2002a . 「樹木以外の野生動植物の利用 タイ王国東北部ロイエット県農村の事例」『第113回日本林学会大会学術講演集』138ページ所収 . 東京: 日本林学会.
- . 2002b . 「タイ王国東北部農村における薪炭材と建築用木材の利用 ロイエット県6行政村の事例」『林業経済研究』4(2) 9-16.
- . 2002c . 「タイ王国東北部農村世帯の生活構造における野生動植物採集の位置づけ 生活時間のアプローチから」『東南アジア研究』4(2) 166-189.
- . 2002d . 「採集野生動植物の商品化 タイ王国東北部ロイエット県の天水稲作農村6村の事例から」『林業経済学会2002年度秋季大会報告資料集』179-184ページ所収 . 東京: 林業経済学会.
- 重富真一 . 1996 . 『タイ農村の開発と住民組織』東京: アジア経済研究所.

- . 1997. 「タイ農村の『共有地』に関する土地制度」『東南アジアの経済開発と土地制度』水野広祐；重富真一（編），263-303ページ所収．東京：アジア経済研究所．
- 森林・林業・木材辞典編集委員会（編）．1993．『森林・林業・木材辞典』東京：日本林業調査会．
- Social Forestry Research Project. 1992. *Homegardens in Dong Mun National Reserve Forest: A Case Study from Ban Na Kam Noi, Kalasin Province*. Khon Kaen: Social Forestry Research Project, Faculty of Humanities and Social Science, Khon Kaen University.
- Somnasang, Praphimporn; Rathakette, Pagarat; and Rathanapanya, Sumlee. 1988. The Role of Natural Foods in Northeast Thailand. In *Rapid Rural Appraisal in Northeast Thailand*, edited by Lovelace, George W., Subhadhira, Sukaesinee, and Simaraks, Suchint, pp.78-103. Khon Kaen: KKU-FORD Systems Research Project, Khon Kaen University.
- Southeast Asian Universities Agroecosystem Network (SUAN). 1987. *Ecosystems Interactions Study of a Rural Landscape: The Case of Phu Wiang Watershed, Northeast Thailand*. Khon Kaen: Khon Kaen University.
- Subsansenee, Wanida. 1994. Thailand. In *Non-wood Forest Products in Asia*, RAPA Publication 1994/28, edited by Durst, Patrick B., Ulrich, Ward, and Kashio, M., pp.127-150. Bangkok: FAO Regional Office for Asia and the Pacific (RAP).
- 高谷好一；友杉 孝．1972．「東北タイの“丘陵上の水田” 特に，その“産米林”の存在について」『東南アジア研究』10(1) 77-85.
- 竹内隆夫．1989．「タイの家族・親族」『東南アジアの社会学 家族・農村・都市』北原 淳（編），222-246ページ所収．京都：世界思想社．
- 田坂敏雄．1992．『ユーカリ・ビジネス タイ森林破壊と日本』東京：新日本出版社．
- 田中二郎．1994．「採集」「狩猟・狩猟具」『[縮刷版]文化人類学事典』石川栄吉；梅棹忠夫；大林太良；蒲生正男；佐々木高明；祖父江孝男（編），297-298，361-362ページ所収．東京：弘文堂．
- Thailand, Krom thii din, Ministry of Agriculture and Co-operatives. n.d. 部内資料．
- Thailand, Ministry of Agriculture and Co-operatives. various years. *Agricultural Statistics of Thailand*. Bangkok: Ministry of Agriculture and Co-operatives.
- Thailand, Office of Agricultural Economics. 1979. *Land Utilization of Thailand 1950/51-1977/78*. Bangkok: Ministry of Agriculture and Co-operatives. (in Thai)
- Thailand, Ongkaan borihaan suwan tambon Du Noi. 1998. *Phaen phatanaa tambon* (『区開発計画』). Roi Et: Ongkaan borihaan tambon Du Noi.
- Thailand, Royal Forest Department (RFD). n.d. *Forestry Statistics of Thailand 1999*. Bangkok: RFD.
- Thailand, Samnangkaan kanakamakaan kritsadiikaan. n.d. *Ratthathammaanuun heeng raachaanaacac thai* (『タイ王国憲法』). Bangkok: Samnangkaan kanakamakaan kritsadiikaan.
- Waeoutinan, Chanrayaa. 1996. *Ruam godmaai saphayakon tamachaat lae singwaetloom* (『天然資源と環境の法律集』). Bangkok: Borisat Bophit Kaanphim.

別表 学名を確認できた採集野生動物名

現地名	学名	乾季かつ 農閑期	雨季かつ 農繁期	雨季かつ 農閑期
食用の虫				
cingriit	<i>Gryllus bimarcultus</i>			
kathee	<i>Geotomus pygmaeus</i>			
kutchii	<i>Thyphoeus thyphoes</i>			
maeng ciloo	<i>Gryllidae</i> sp.			
maeng cinnaay	<i>Gryllidae</i> sp.			
maeng cipom	<i>Gryllidae</i> sp.			
maeng daa	<i>Lethocerus indicus</i>			
maeng iinun	<i>Lepidiota stigma</i>			
mot daeng	<i>Oecophylla smaragdina</i>			
takkateen	<i>Cystacanthacris tatarica</i>			
魚介類				
hooy cuut	<i>Sinotaia ingallsiana</i>			
hooy khom	<i>Viviparidae</i> sp.			
hooy kraap	<i>Cardiidae</i> sp.			
hooy naa	<i>Ampullaridae</i> sp.			
meng gao	<i>Scorpiones</i> sp.			
meng poong	<i>Scorpiones</i> sp.			
plaa buuk	<i>Pangasianodon gigas</i>			
plaa choon	<i>Ophicephalus striatus</i>			
plaa cim	<i>Microphis boaja</i>			
plaa duk	<i>Clarias batrachus</i>			
plaa khaao	<i>Chanda</i> sp.			
plaa khen	<i>Anabas</i> sp.			
plaa lai	<i>Fluta alba</i>			
plaa lot	<i>Mastacembelus circumcinctus</i>			
plaa moo	<i>Anabas tetutudineus</i>			
plaa muu	<i>Cobitidae</i> sp.			
plaa nai	<i>Cyprinus carpio</i>			
plaa nin	<i>Oreochromis niloticus</i>			
plaa phian	<i>Puntius stigmatosmus</i>			
plaa rot	<i>Macrogathus aculeatus</i>			
plaa salit	<i>Trichogaster pectoralis</i>			
plaa siu	<i>Rasbora</i> sp.			
plaa taphian	<i>Barbodes goninotus</i>			
plaa yuusok	<i>Probarbus</i> sp.			
puu naa	<i>Somanniathelphusa sinensis</i>			
両生類				
gop	<i>Rana tigrina</i>			
gop	<i>R. rugulosa</i>			
khiat	<i>Ooeidozyga</i> sp.			
ungaang	<i>Kaloula pulchra</i>			
爬虫類				
yae	<i>Liolepis belliana</i>			
鳥類				
nok khaao	<i>Macropygia ruficeps</i>			
nok kapuut	<i>Centropus</i> sp.			
nok kratae	<i>Esacus recurvirostris</i>			
nok nuu	<i>Amaurornis fascus</i>			
哺乳類				
baang	<i>Cynocephalus variegatus</i>			
nuu naa	<i>Rattus argentiventer</i>			
kratee	<i>Tupaiaidae</i> sp.			

出所：筆者作成。

注：1) 本表は学名を確認できた採集野生動物名のみを挙げている。採集物が「野生」動物であるか否か、つまり「養殖」や「飼育」動物ではないという判断は調査対象世帯員によっている。

2) 「食用の虫」には環形動物が、「魚介類」には甲殻類が含まれている。

3) 「乾季かつ農閑期」「雨季かつ農繁期」「雨季かつ農閑期」は各々、1998年3～4月、6～7月、10月の各30日間である。

4) 各季節欄にある 印は、その期間中に採集があったことを示す。